第一種指定加入者交換機（第一種指定端末系伝送路設備、第一種指定中継系伝送路設備等及び信号用伝送装置とのそれぞれの間に設置される伝送装置等を含む。）	加入者交換機	アナログ局内回線収容部、総合デジタル通信局内回線終端装置、アナログ・デジタル回線共通部及び加入者交換回線収容装置を除く。	
	加入者交換回線収容装置		
	局設置遠隔収容装置	アナログ局内回線収容部、総合デジタル通信局内回線終端装置及びアナログ・デジタル回線共通部を除く。	
	消防警察トランク		
	警察消防用回線集約装置		
	光ケーブル成端架	第一種指定加入者交換機に属する部分（中継系光ケーブル（局設置遠隔収容装置～加入者交換機間及び加入者交換機～中継交換機間に設置するもの）を収容するもの）に限る。	
	伝送装置	局設置遠隔収容装置～加入者交換機間に設置するもの	
	中間中継伝送装置	局設置遠隔収容装置～加入者交換機間に設置するもの	
	クロック供給装置	局設置遠隔収容装置 加入者交換機	
	中継系光ケーブル	局設置遠隔収容装置～加入者交換機間に設置するもの	
	海底光ケーブル	局設置遠隔収容装置～加入者交換機間に設置するもの	
	海底中間中継伝送装置	局設置遠隔収容装置～加入者交換機間に設置するもの	
	無線伝送装置	局設置遠隔収容装置～加入者交換機間に設置するもの	
	無線アンテナ	局設置遠隔収容装置～加入者交換機間に設置するもの	
	無線鉄塔	局設置遠隔収容装置～加入者交換機間に設置するもの	
	衛星通信設備	局設置遠隔収容装置～加入者交換機間に設置するもの	
	中継系電柱	局設置遠隔収容装置～加入者交換機間に設置するもの	